

# 病院交通費助成事業

出産時にやむを得ず病院まで  
タクシーを利用された方へ  
助成を行います



## 対象

伯耆町内に住所を有する者で、出産のために医療機関へ行く際に、やむを得ずタクシーを利用した者

## 助成額

1子につき1回限りとし、10,000円を上限とする交通費実費を助成

## 申請に必要なもの

- ・申請書（役場で記入していただきます。）
- ・通院に要した領収書
- ・母子手帳
- ・助成金を振込みさせていただく口座がわかるもの（通帳等）

問い合わせ先

伯耆町役場 健康対策課 健康増進室

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 Tel.0859-68-5536